

現行(令和6年) 品質管理基準及び規格値(案)										改訂版(令和7年) 品質管理基準及び規格値(案)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書等による確認	改定理由	
1. セメント ト・コングリート リート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・コンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±1.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m～150mごとに1回、及び荷卸時に品質変化が認められた時。ただし、道橋鉄筋コンクリート床版やレディーミックス等たりの使用量が50m ³ 以上の場合は50mごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭部打設工、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ2.0m以上)、雨渠工、縫門、護岸、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他のに類する工種及び特記社様書で指定された工種)	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回の試験。またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。	1. セメント ト・コングリート リート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・コンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±1.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m～150mごとに1回、及び荷卸時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋梁構造コンクリート床版にはディミクストコンクリートを用いる場合には別途規定を定めている。 ※小規模工種は、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭部打設工、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ2.0m以上)、雨渠工、縫門、護岸、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他のに類する工種及び特記社様書で指定された工種)	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回の試験。またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。	試験修正			
1. セメント ト・コングリート リート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・コンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定期した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定期した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m～150mごとに1回、及び荷卸時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(a7～3個、a28～3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて回につき3個(a3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。	1. セメント ト・コングリート リート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・コンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定期した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定期した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。	試験修正				
1. セメント ト・コングリート リート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・コンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m～150mごとに1回、及び荷卸時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。	1. セメント ト・コングリート リート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・コンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50mごとに1回の試験を行う。	試験修正				
5 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・B鋼管)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	○	6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ノルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・B鋼管)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	○	適用範囲の明確化			
5 既製杭工	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円筒溶接部の目直い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下：許容値4mm以下	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法が溶接溶接箇所から全数個の実測値(溶接溶接箇所)と監督員との確認により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所に杭の全周とする。	○	6 既製杭工	施工	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ノルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	【円筒溶接部の目直い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下：許容値4mm以下	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法が溶接溶接箇所から全数個の実測値(溶接溶接箇所)と監督員との確認により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	○	適用範囲の明確化			
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・B鋼管の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法が溶接溶接箇所から全数個の実測値(溶接溶接箇所)と監督員との確認により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	○	6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管ノルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・B鋼管の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法が溶接溶接箇所から全数個の実測値(溶接溶接箇所)と監督員との確認により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	○	適用範囲の明確化			

現行(令和6年) 品質管理基準及び規格値(案)								改訂版(令和7年) 品質管理基準及び規格値(案)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書等による確認
6 既製杭工 施工 必須 鋼管杭・田鋼杭の現場溶接放射線透過試験 JIS Z 3104 JIS Z 3104の1類から3類であることを原則として、溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実験が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から通過し、その検査長は30cm/ $\sqrt{1}$ 方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	6 既製杭工 施工 必須 鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管等を含む)の現場溶接放射線透過試験 JIS Z 3104 JIS Z 3104の1類から3類であることを原則として、溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実験が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から通過し、その検査長は30cm/ $\sqrt{1}$ 方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	適用範囲の明確化															
6 既製杭工 施工 その他 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験 JIS Z 3060 JIS Z 3060の1類から3類であることを原則として、溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実験が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その検査長は30cm/ $\sqrt{1}$ 方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	6 既製杭工 施工 その他 鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管等を含む)の現場溶接超音波探傷試験 JIS Z 3060 JIS Z 3060の1類から3類であることを原則として、溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実験が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その検査長は30cm/ $\sqrt{1}$ 方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	適用範囲の明確化															
6 既製杭工 施工 その他 鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比 比重の測定による水セメント比の推定 設計図書による。 試供体の採取回数は一般に単板では30本に1回、継板では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	6 既製杭工 施工 その他 鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管等を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比 比重の測定による水セメント比の推定 設計図書による。 試供体の採取回数は一般に単板では30本に1回、継板では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	適用範囲の明確化															
6 既製杭工 施工 その他 鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験 設計図書による。セメントミルク工法及びくぼ固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	6 既製杭工 施工 その他 鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管等を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験 設計図書による。セメントミルク工法及びくぼ固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	参考値: 20N/mm ²	参考値: 20N/mm ²	適用範囲の明確化													
14 アスファルト舗装 ブラント 必須 アスファルト量抽出粒度分析試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-528	14 アスファルト舗装 ブラント 必須 アスファルト量抽出粒度分析試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-518	アスファルト量: ±0.9%以内	アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事には、管理団を構いた上の管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が30,000m ² あるいは使用する基礎及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模以下の工事には、管理団を構いた上の管理が可能な工事をいい、同工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいい。 ①施工面積で、1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基礎及び表面用混合物の総使用量が500t以上E.3,000t未満(コンクリートでは400t以上1,000t未満)。 ただし、以下に該当するものについては、同一工種の施工として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出、あるいは1回に分け試験 1~2回/日	①施工面積で、1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基礎及び表面用混合物の総使用量が500t以上E.3,000t未満(コンクリートでは400t以上1,000t未満)。 ただし、以下に該当するものについては、同一工種の施工として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	新記修正										
30 補工コンクリート 施工 必須 コンクリートの圧縮強度試験 JIS A 1108 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 95%以上である場合は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	30 補工コンクリート 施工 必須 コンクリートの圧縮強度試験 JIS A 1108	荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料。 荷卸し時の重要度: 工事の複雑度に応じて0.0m~150mごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 95%以上である場合は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	示力配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合175kg/m ³ 、40mmの場合165kg/m ³ を基本とする。	示力配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合175kg/m ³ 、40mmの場合165kg/m ³ を基本とする。	新記修正											
33 路上再生材料 路盤工 必須 土の粒度試験 JIS A 1204 「舗装再生便覧」参照 表-3.2.8 路上再生路盤用材料の望ましい粒度範囲による 当初及び材料の変化時	33 路上再生材料 路盤工 必須 土の粒度試験 JIS A 1204 「舗装再生便覧」参照 表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	-0.7cm以内	1,000mm ³ ごと。	示力配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合175kg/m ³ 、40mmの場合165kg/m ³ を基本とする。	示力配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合175kg/m ³ 、40mmの場合165kg/m ³ を基本とする。	諸基準項との整合											
34 路上表層再生工 施工 必須 かきほぐし深さ 「舗装再生便覧」参照 附録-8に準じる。 -0.7cm以内	34 路上表層再生工 施工 必須 かきほぐし深さ 「舗装再生便覧」 -0.7cm以内	1,000mm ³ ごと。	1,000mm ³ ごと。	示力配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合175kg/m ³ 、40mmの場合165kg/m ³ を基本とする。	示力配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合175kg/m ³ 、40mmの場合165kg/m ³ を基本とする。	諸基準項との整合											